

規 則

みえこどもの城条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年六月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十九号

みえこどもの城条例施行規則の一部を改正する規則

みえこどもの城条例施行規則（平成元年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用の手続）</p> <p>第二条 指定管理者は、みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の全天周映画、プラネタリウムによる投影、クライミングウォール、遊具コーナー又は特別展を利用しようとする者が条例第十六条の規定により利用料金を納付した場合、利用券を交付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用の手続）</p> <p>第二条 指定管理者は、みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の全天周映画、プラネタリウムによる投影、<u>特別遊具室、映像体感遊具</u>又は特別展を利用しようとする者が条例第十六条の規定により利用料金を納付した場合、<u>利用券</u>を交付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。